

2007年3月29日

内閣総理大臣
安倍 晋三 殿

平成19年能登半島地震被害に関する申し入れ

民主党幹事長
鳩山 由紀夫
能登半島沖地震対策室長
小沢 鋭仁

過日発生した平成19年能登半島地震については、石川県を中心として多大な被害をもたらした。民主党は、地震発生直後に党本部に能登半島沖地震対策室を設置し、現地の視察等を通じ被害状況の把握に努めてきたところであるが、政府におかれては、下記の点について対策に万全を期すよう要請する。

1. 激甚災害法にもとづく激甚指定を早期に行うとともに、被害の早期改善復旧にむけた予算の確保・充実をはかること。
2. 被災・避難住民の安全と安心に万全の対策を講じること。特に高齢者・障害者、医療や介護が必要な方の被災状況の把握につとめ、避難生活等における配慮に万全を期すこと。
3. 道路や水道等の生活インフラに多大な被害が生じている状況に鑑み、これらの早期復旧に全力をあげること。
4. 被災者生活再建支援法を早期に改正し、住宅本体部分を支援金の支給対象とすることを含め、被災者生活援護・再建等に対する支援の充実を努めること。
5. 余震が続発している状況に鑑み、損壊住宅の危険防止のための応急措置等について配慮をおこなうなど、更なる二次被害が発生しないよう万全の対策を整えること。

以上